



厚生労働省福島労働局発表

平成 23 年 6 月 10 日

※地震関連第 90 報

担 当	福島労働局労働基準部労災補償課 課長 村上恒雄 管理調整官 横田秀雄 電話 024-536-4605
--------	---

3カ月経過し、この間において、津波等により業務上若しくは通勤災害で死亡した方に対し、労災保険による遺族補償請求 53 件を支給決定した。

死亡が確認されなかった行方不明者については、死亡推定の特例（3カ月間生死が分からぬ場合）により 6 月 11 日以降、遺族補償給付の請求を行うことができることなる。

○療養補償給付、休業補償給付及び遺族補償給付の請求、支給決定状況

東日本大震災（以下「大震災」といいます。）に係る労災保険給付の各種請求については、6 月 8 日現在、172 件請求され、135 件を決定しています。

そのうち、遺族補償給付については、84 件の請求、53 件の決定となっています。

労災保険給付の種別	請求件数	支給決定件数
療養補償給付	6 9	6 9
休業補償給付	1 9	1 3
遺族補償給付	8 4	5 3
計	1 7 2	1 3 5

○死亡の推定の特例措置

大震災により多くの方が現在でも行方不明となっておられ、行方不明となってから 1 年後の失踪宣告まで、その死亡が法的には確定されませんが、行方不明の方の残された御家族の生活再建のためには、速やかに遺族補償給付等を支給する必要があると考えられることから、以下の 1 又は 2 のいずれかに当たる場合には、行方不明の方は今回の地震の発生日（平成 23 年 3 月 11 日）に死亡したものと推定されることとされ、労災保険の遺族補償請求等ができるようになりました。

※

お心当たりの方は、福島労働局労働基準部労災補償課又は最寄りの労働基準監督署に、御相談ください。

- 1 今回の地震により行方不明となられた方の生死が、地震の発生日から 3 カ月間経過してもわからぬ場合
- 2 今回の地震の発生日から 3 カ月以内に死亡したという事実は明らかであるが、その死亡の時期がわからぬ場合

なお、福島労働局では、別添リーフレットにより避難所へ避難されている方及び被災事業場に対し、周知に努めています。

※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）
第 79 条

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
(平成 23 年法律第 40 号)

(労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第 79 条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

労災保険制度のご案内

労働者の方が“仕事中”や“通勤中”に

地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合には

ご本人やご遺族の方は『労災保険』による給付(※)を受けられます

(※)治療や投薬、遺族年金/一時金などです。

労災保険の“請求”について

- ◎ 「被災された労働者の方」や「ご遺族の方」が請求を行っていただき、“労災保険の対象”となるか否かの調査を行います。
- ◎ 今回の地震によるケガや死亡等に関する労災請求は、“全国のすべての労働基準監督署”で受け付けます。
- ◎ 労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けます。
- ◎ 医師や事業主の証明を受けられない場合でも請求書を受け付けるとともに、ケガの治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であっても、「任意の様式」により医療機関で手続ができます。

行方不明の場合の特例の創設について

- ◎ 東日本大震災による災害により3か月間生死がわからない場合、又は死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合に、平成23年3月11日にその方が死亡したものと推定される規定が設けられました。

労災保険の“認定”について

- ◎ 労災請求に当たっては、どの会社で働いていたか、また、賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を提出していただくことがございます。
- ◎ 上記の資料がない場合でも、労働基準監督署において、関係者からの聴取などの調査を行います。その際、以下のA～Eの事項について、可能な範囲で関係者に事情をお尋ねすることがございますので、ご協力よろしくお願いします。
 - A 労災保険の対象となる会社か否か、B 被災された方は労働者であるか否か、
 - C 仕事や通勤が原因で被災されたか否か、D 毎月の給与や賞与の額、
 - E 家族の状況や生計の維持など

【労災保険Q & A】

Q 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A 仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

Q 具体的にどのような保険給付を受けることができるのですか。

A 治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約8割に相当する給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがございます。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、労働局又は監督署の職員にお尋ねください。

Q 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険の給付を受けられますか。

A 船員が船舶で仕事中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 仕事中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険の給付を受けられますか。

A 仕事中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 仕事中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

A 今回の特例により、東日本大震災による災害により行方不明となり、その方の生死がわからない場合でも、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができるようになりました。

なお、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡とみなされた場合にも、同様の請求ができます。



詳しいことは、

[福島労働局労災補償課] 又は [最寄りの労働基準監督署] までお尋ね下さい。

電話 福島労働局労災補償課 024-536-4605